

飯豊町告示第45号

令和2年度飯豊町新型コロナウイルス対策元気創出事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年4月30日

飯豊町長 後藤 幸平

令和2年度飯豊町新型コロナウイルス対策元気創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、新型コロナウイルスが全世界で猛威を振るう中で、知恵や工夫によって現下の状況を克服しようとする行動や多くの人の元気を創出する行動により引き続く暮らしや人の支えあいの連鎖をつくるため、予算の定めるところにより、令和2年度飯豊町新型コロナウイルス対策元気創出事業補助金(以下「元気創出補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、飯豊町補助金等の適正化に関する規則(昭和53年規則第3号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによるものとする。

(交付対象者)

第2条 元気創出補助金の交付対象者は、町民並びに町内に本拠を持つ法人、団体又は組織とする。

(交付対象事業)

第3条 元気創出補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。ただし、他の助成や給付金等を受ける事業の財源として充当するもの又は専ら政治的あるいは宗教的な事業は対象外とする。

- (1) 町内において新型コロナウイルス感染防止のために多くの方を対象に取り組む事業
- (2) 町内において新型コロナウイルス感染拡大による影響の軽減又は経済活性化に資する事業
- (3) 全国的に、新型コロナウイルスによる影響克服に係る経済的支援及び暮らし持続化等の輪を広げる事業
- (4) 町内外にかかわらず新型コロナウイルス蔓延の状況下において、多くの人の心の元気につながる事業
- (5) その他新型コロナウイルス対策として、新たな効果がある又は大きな広がりを生むと町長が認めた事業

(交付対象経費)

第4条 交付対象者が交付対象事業を実施するために必要な経費のうち、交付対象経費として町長が認める経費は、前条に規定する交付対象事業に要した経費のうち財産の購入とならないものとする。

2 交付対象者の組織等の運営費、施設の維持管理費及びイベント等の弁当代等は補助対象外経費とする。

(元氣創出補助金の額)

第5条 元氣創出補助金の額は、交付対象事業の交付対象経費から事業に伴う収入を除いた残額の10分の8以内の金額又は20万円のいずれか低い金額とする。

2 補助金の額に、千円未満の端数があるときには、当該端数の金額を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第6条 交付対象者は、元氣創出補助金の交付を受けようとするときは、町長が別に定める日まで元氣創出補助金交付申請書を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による元氣創出補助金交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、適当と認めたときは速やかに交付決定を行う。

(実績報告)

第8条 交付対象者は、交付対象事業が完了した場合は、その日から起算して30日以内又は元氣創出補助金の交付を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。

(額の確定)

第9条 町長は、前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその報告に係る交付対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき元氣創出補助金の額を確定し、交付対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条の元氣創出補助金の額が確定した後に補助金を交付する。

2 町長が必要と認めた場合は、第7条により決定した元氣創出補助金の額の10分の9の範囲内において概算払いをすることができる。交付対象者は、概算払いを必要とするときは、その理由を付して概算払請求書を提出しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めのない事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。